

課題に対する検討について

1 運営資金に対する支援について

(1) 目的

- ・部活動実施競技の地域展開を促進させることを目的とする。
- ・すでに地域の活動として中学生が活動している団体については、スポーツ振興の観点から支援を行う。

(2) 対象団体

- ・中学生が適切な活動を行えるクラブに対し、市独自の認定要件を満たした団体に対し、支援を行う。

(認定要件) 詳細別紙

- ・名寄市内の中学生が在籍している団体であること
- ・活動の拠点が名寄市内であること
- ・令和7年度において学校部活動として活動している競技の団体であること
- ・Nスポーツコミッションなよろの会員である競技団体から承認された団体であること
- ・在籍する指導者が市が指定する指導者講習会を受講すること

(3) 助成額

- ・休日に活動を行う団体
令和8年度 250,000 円、令和9年度 150,000 円、令和10年度 50,000 円
- ・平日に活動を行う団体
1年目 300,000 円、2年目 200,000 円、3年目 100,000 円

2 活動場所の確保に対する支援について

(1) 学校開放事業の優先利用について

上記により認定された団体は、現在、休日に部活動が利用している時間帯を優先的に利用できるよう検討する。

平日

休日

現在

拠点校部活動

支援：学校間バス（平日）、部活動指導員、就学援助、顧問手当・旅費

既存クラブ

（サッカー、カーリング、トランポリンなど）

R
8
（

拠点校部活動

支援：学校間バス、部活動指導員、
就学援助、顧問手当・旅費

地域クラブ活動
できるところから

助成金

助成金

R 8年度 250千円
R 9年度 150千円
R 10年度 50千円

地域クラブ活動

既存クラブ

（サッカー、カーリング、トランポリンなど）

スポーツ振興の
立場から補助

将来

地域クラブ活動

1年目 300千円
2年目 200千円
3年目 100千円

地域クラブ活動に関わる認定要件（案）

本制度におけるの認定は、生徒の安全確保、活動の質、運営の持続可能性、および地域スポーツ推進組織との連携を総合的に評価するものであり、以下の要件を全て満たすことを必須とする。

1. 運営基盤・地域連携に関する要件

（1）非営利性の確保

- ①非営利を目的とした法人格（例：NPO 法人、一般社団法人等）を有するか、それに準ずる明確な規約・会則に基づき運営されていること。
- ②活動にかかる費用（会費等）の使途について、明確かつ透明性のある会計報告体制を確立していること。

（2）地域スポーツ推進組織との連携（重要）

N スポーツコミッションなよりの構成団体、または正式な加盟団体であること。

（3）中学部活動との連携:

対象の生徒が加入する部活動の中学校と、活動計画の共有など連携していること。

2. 指導体制・安全管理に関する要件

（1）指導者の資格・専門性:

- ①指導者は、各中央競技団体が定める公認指導者資格、またはこれに準ずる専門資格を有すること。
- ②指導者の配置基準（必須要件）
 - ア. 生徒 10 名に対し、指導者（資格保有者または補助員）を最低 1 名以上配置すること。
 - イ. 活動場所全体の安全管理責任者として、公認指導者資格を有する者を必ず 1 名以上配置すること。

3. 安全管理と倫理の遵守

- （1）指導者全員が、スポーツにおけるハラスメント・体罰の防止、および適切な応急処置に関する定期的な研修（N スポーツコミッションなよる主催等）を義務づけ、修了していること。
- （2）活動中の事故や怪我への対応、熱中症対策などを含む具体的な安全管理マニュアルを策定し、周知していること。

4. 活動環境の配慮:

- （1）年間を通して、生徒の健康維持と学習との両立に配慮し、1 日の活動時間は、平日 2 時間程度、休日は 3 時間程度とし、週 2 日以上 of 休養日を設けるなど適切な活動時間や休養日の設定に特に配慮すること。
- （2）活動内容（活動日、活動場所、入退会、会費等）が具体的に示されていること。

5. 認定の継続・更新に関する要件

（1）育成方針の明確化

競技力向上だけでなく、社会性・人間性の育成を含めたジュニア世代の育成方針を定め、保護者・生徒に周知していること。

(2) 継続的な改善体制

活動内容に関して、年1回以上、活動の評価と改善報告を行っていること。

(3) 定期的な更新

認定の有効期間を設け（例：3年間）、期間満了前に、上記全ての要件に対する活動実績、会計報告を含む更新審査を受けること。